

平成 28 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 信 夫	班 長 兼 副 主 幹	加 藤 潤
主 事	土 井 絵 里 香		

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 洋
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長 (福祉事務所長)	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 均	商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 次 博
消 防 長 兼 消 防 署 長	伊 藤 伸 司	会 計 管 理 者	浅 利 均
総 務 部 総 務 課 長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	防 災 課 長	佐 藤 正 之
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	須 田 徹	生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 隆	福 祉 課 長	阿 部 聖 子
建 設 課 長	土 門 保	観 光 課 長	藤 谷 博 之
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	岩 井 敏 一		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

平成28年12月12日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより通告外の質問は認めておりませんので、注意してください。

順番に発言を許します。

はじめに、3番佐々木雄太議員の一般質問を許します。3番。

【3番（佐々木雄太君）登壇】

●3番（佐々木雄太君） おはようございます。それでは、通告に従いまして順次一般質問をさせていただきます。

まず一つ目、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

平成17年10月に、仁賀保町、金浦町、象潟市が合併しスタートしたにかほ市も、11年が経過いたしました。この間、リーマンショックや市内大手企業の再編により、失業者があふれ、その受け皿と誘致した企業の破綻や、東日本大震災など、市政運営を揺るがす大きな出来事も多く経験してきました。その中において、民間の研究機関である日本創成会議が平成26年5月に公表した消滅可能性都市のリストの中に、本市も含まれており、大きな衝撃を受けました。人口減少対策は本市にとっても大きな課題となっておりますが、本市の人口減少は歯どめがかかっておらず、現状は厳しさを増しています。しかし、これらの問題は、にかほ市に限った問題ではありません。今、全国の自治体が「地方創生」というキーワードのもと、いま一度、自分の住む地域のよさを見つめ直し、アイデアを絞り出し、直面する問題に立ち向かって取り組み、自治体同士の競争という時代でもあります。

これまで横山市長におかれましては、初代市長に就任されてからこれまで3期にわたり、にかほ市

のトップリーダーとして牽引されてきました今日までの道のりにおいて、御苦勞も多くあったこと
と思います。3期目も残り任期1年が過ぎました。現時点での市長の政治姿勢の思いをお伺いいたし
ます。

以下3点でございます。

①合併後から今日まで、本市の現状を率直に市長はどのように捉えているのか、お伺いいたしま
す。

②課題があるとすれば、残り任期中での達成に向けて具体的にどのように取り組んでいくのか、
考えをお伺いいたします。

③次期市長選に向け、現時点での市長御自身の思いをお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの一般質問、よろしく願いをいたします。
それでは、佐々木雄太議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、合併後から今日まで、本市の状況をどのように捉えているかという御質問でございま
す。

平成17年10月1日に合併し、新市まちづくり計画の基本理念であります、「夢あるまち 豊かなま
ち 元気なまち」の実現に向けて、市民の皆さんがまちづくりに積極的に参加する協働のまちづく
りを基本としながら進めてまいりました。そして昨年10月には、市民の皆さんとともに、にかほ市
政施行10周年を盛大にお祝いし、これまでの歩みを振り返りながら、さらなる飛躍を誓い、新たな
発展段階へとスタートを切って1年が経過いたしました。この間、市では、現在策定中の第2次総合
発展計画に先行する形で昨年11月に策定しました、にかほ市人口ビジョン、そして、にかほ市版総
合戦略をベースに、市が抱える最も大きな課題であります人口減少対策に取り組み、将来にわたっ
て持続可能な「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」の実現に向けて、地域と行政、そして、に
かほ市全体が力を合わせながら取り組みを進めているところでございます。

議員も言われるように、合併後は円高やITバブルもありましたし、リーマンショックもありま
した。そうした市の施策、対策だけではどうすることもできない社会経済情勢を背景に、行財政運
営を進めるためには大変厳しいものがございました。また、東日本大震災発災後は、災害に強いま
ちづくりへの対応、そしてTDKの再編問題など、離職者の雇用対策や環境の改善に取り組んでき
たところでございます。そしてまた、象潟・仁賀保両中学校の改築事業、保育料の補助の拡大、中
学生までの医療費の無料化、企業誘致、地域振興のための交付金の創設、防災無線のデジタル化、
観光拠点センターにかほと並びに循環型社会を目指した環境プラザの建設、由利本荘市をはじめ3
市1町で取り組んだ鳥海山・飛島ジオパークの日本ジオパーク認定、また、交通体系の整備として、
日本海沿岸東北自動車の象潟ICまでの開通や遊佐象潟道路の本格着工なども、これまでの取り組
みの成果であると、そのように考えております。また、健全財政の確立を図るために、行財政改革
による経費の縮減と行政組織のスリム化など、市民ニーズを捉えながら、安全・安心して暮らせる
まちづくりや、にかほ市をさらに元気にするための各種施策を展開してきたところでございます。

これからも、人口減少など社会情勢の変化に対応しながら、市政の主役は市民一人一人という基本理念に立って、夢あふれるにかほ市の創造に向けて努力していくことが必要であると、そのように考えております。

次の二つ目の、課題が残っていれば具体的に取り組んでいくのかについてでございます。

これまでも各議員から一般質問のありました、合併協定に掲げる文化施設と総合体育施設の建設については、合併以降、円高やITバブル、そしてリーマンショックなどの影響を受けて社会情勢が激変し、雇用情勢などが大きく悪化をいたしました。また、市を取り巻く財政環境が将来的にさらに不透明なことから、人口減少や少子化対策、産業振興策や雇用対策などを優先して取り組んできたところでございます。したがって、文化施設等の整備については、財政環境が整った段階で判断すると、これまでもそのように申し上げてきたところでございます。

そこで、御質問の課題についてでございますが、御指摘のように、これまで人口減少や少子化など大変難しい課題ではありましたが、様々な取り組みをしてきたところでございます。しかしながら、生まれる子供の人数は年々減少し、また、自然動態や社会動態においても人口減少の抑制につながっていない状況でございます。しかしながら、こうしたことに歯どめをかけていくことは現段階では困難ではありますが、そのスピードを穏やかにするために、これまでの取り組みに加えて何ができるのか、大変厳しい財政環境ではありますが、さらに新たな支援策を検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

次に、三つ目の次期市長選挙に向けて私の思いとの御質問でございますが、現段階で4期目に挑戦するかどうかは決めておりません。少し時間をかけながら、これまでの取り組みなどを自分なりに検証評価しながら、後援会や支持者と相談して結論を出したいなど、そのように思っているところでございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 市長から御答弁をいただきました。合併して11年が経過しまして、簡単にこの11年を振り返るということも難しいことではあるんですが、様々市長の思い、これまで取り組んでこられた思い、それから、これからの課題ということについて、先ほど答弁いただきましたけれども、3期目の選挙の際、市長が6分野30項目に掲げた公約というのがございました。この点に関して、市長御自身で、私2番目に聞きましたけれども、残り任期中について、まだ残っている課題等々、そしてこれから取り組んでいくと思われている点、もし市長の中でありましたらお聞かせ願いたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 6分野30項目については、自分なりに評価してみても、これまで取り組んできたこと、あるいは取り組みを継続しているもの、いろいろありますが、まだ実現していないのは、先ほど申し上げた文化施設と、それから介護関係の夜間の訪問介護、このあたりがまだ確立できておりませんが、項目の30項目の中でほとんど取り組みはしてきたと、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 私が申し上げるまでもなくてですね、11月現在、平成28年11月現在で、秋

田県の人口というのはもう100万8,843人、100万人を切るのも時間の問題だろうと言われているような段階にさしかかってきております。当市においても、合併当時、約2万9,000人ですか、いた人口が、11月30日現在で2万5,567人と、ものすごいスピードで人口減少しておるところであります。この人口急減、それから超高齢化という、我が国が直面する大きな課題に対して、政府が一丸となって今取り組んでいる最中でありまして。各地域それぞれの特徴を生かした、自立的で、かつ持続的な社会を創生できるように、必至にまず取り組んでいるわけでありましてけれども、言い方を変えれば、まさに生きるか死ぬかの、この自治体同士での競争になっております。地方でアイデアを出して、それに対して国でお金を出すといった、政府による地方創生、これ従来の国が計画して全ての地域に同じ施策を周知するというものではなくて、やはりその地域地域の自主的な取り組み、これは行政だけでなく民間企業も創意工夫をして支援していくということを、国で目指しているわけでありましてけれども、市長自身が一番身に染みて感じておられることかとは思いますが、合併当時には恐らく想像し得なかったほど、時代の変化の流れというものは急速に今変化し続けてきております。このスピードというのは、恐らく我々が想像する以上に、これからさらに速度を上げていくものなのではないかなと私自身は考えております。その変化に、我々地方自治体も即座に対応していかなければなりません。そういった意味でも、今まで以上に市長のリーダーシップというものが重要になってくるものだと思います。気概と実行力、それが問われているのだと思います。それをやり抜くことさえできれば、ある意味、小さい自治体の方が現場の声も聞きやすく、それから小回りが効いて、スピーディーに実行できるのではないかなというふうに私自身は思っておりますけれども、当然そのためには、その説明責任を果たしていくのは、首長である市長自身で果たしていかなければならないことだと思っております。12月議会、当初初日の市政報告の中にもありましたけれども、平成29年度の予算編成、これから本格的に当局の方で中身、内容を詰めて策定していくものかとは思いますが、我々議会としても、29年度予算というものをこれから審査していく上で、先ほど市長、私の3番目の質問の中で、次期市長選に向けてという思いの中で、今現在はちょっと考えておらないと、これからちょっと時間をかけて考えさしていただきたいという御答弁がありましたけれども、やはりその29年度予算、我々議会として精査していく中においても、当然、単年度的なもの、それから中長期的なもので予算を審査していかなければいけない項目というのは、当然出てくるかと思っております。そういったことを考えると、やはり市長が4期目に向けてどのような考えでおられるのかということは、十分我々議会としても重要なことになってくるかと思うんですけれども、このタイミングで市長に、次、4期目やるのかというふうな質問をするのは時期尚早かなと私自身も思っておりますけれども、先ほど申しましたように29年度予算編成していく中で、やはり重要なことかなというふうに思っていて、今回質問させていただきました。これも大変、市長御自身とすれば申し上げにくいことかも知れませんが、大体いつ頃まで我々市民に対して、市長御自身の進退を表明されるのか、その点、今の現段階での市長の思いをお聞きいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 合併当初から見ると、4,000人も人口が減るというふうなものは、私なりに想定もしておりませんでした。ちなみに、ちょっと古いんですが、2003年には233人の子供が生まれ

ておりましたけれども、10年後の2013年、これでは130人しか子供が生まれていない。131人。ですから、もう100人以上、子供が減っていると。それから、自然動態でも、生まれた子供が少なくなっているのは当然、自然動態にも影響するわけですが、2003年には自然動態で115人の減だったのが、10年後の2013年には268人、150人以上、自然動態で減少していると。そして社会動態においても、2003年は13人しか社会動態では減でなかったものが、10年後の2013年には184人で社会動態でも減っていると。それで、自然動態、あるいは社会動態を含めても、2003年が128人の減に対して、10年後は438人の減になっていると。この現状をどう穏やかにしていくか。私は先ほど申しあげましたように、今の状況からして人口の減少は歯どめをかけることはできません。ですが、穏やかにしながら、ある程度的人数が減った段階で、これで歯どめをかけていく、こういうものが私は大切ではないかなというふうに思っております。日本創成会議の消滅可能性都市については、秋田県内では大潟村を除けば、30万人を超えてる秋田市さえも消滅可能性都市に入っているわけですが、ですから私は人口の多寡は関係なくして、ある程度人口が減っても、この人口でとめていくよという形の取り組みが、私はこれから大切ではないかなと、そのように思っております。

そういうことで、これまでもいろいろな施策をやってきましたけれども、例えばですね、今、国も来年、再来年度から、奨学金、要するに返さなくてもいい奨学金、これの制度を設けるようです。ですから、これはやはり枠といろいろな制限がありますから、こういう枠、要するに戻さなくてもいいような奨学金の制度をつくるようでありまして、秋田県でも3年間に限って年15万円ぐらいの、地元に残った場合は——地元に残ったというよりも、補助金を出すと——奨学金の償還に対して出すという制度も設けるようでありまして、いろいろ人口ビジョンを策定する段階において、アンケートなんかを見てみると、例えば、希望とすれば2人あるいは3人の子供が欲しいんだけど、現実的には1人だと。それは、経済的負担が大きいと。子育てに経済的な負担が大きいというふうな、アンケートの中で50%の方がそういう意見を述べてるわけです。ですから、先ほど申しあげましたように、例えば、大学を卒業して地元に戻ってきた場合は、国・県の制度と合わせて、もう少し市として奨学金を減額する方法がとれないのかどうか。先ほど申しあげましたように市の財政状況も大変厳しいわけですが、そうしたこともできないのか。あるいは、今、保育園の保護者負担分、これについても市が単独で63%、保護者に対して軽減しているわけです。ですから、これももう少し上げることができないのかどうか。こういうことを29年度の予算に反映できればいいなと。これはやはり懐を相談してみなければ分かりませんので、ある程度のこういう施策については、やはり単年度で終わるといっていきませんので、やはり継続的なものができるかどうか、先般の部長会議などでも、この奨学金については、今まで戻ってきた場合にはできないかという質問も受けました、一般質問でも。それは今の段階ではできませんよというお答えをしていますが、やはりそのあたりも少し切り込んでいく必要があるのではないかな。それから、例えば奨学金を借りれない人が、じゃあ大学を卒業して地元に戻ってくる、あるいは高校を卒業して地元に着する、こういう方々にも何か、片方では奨学金を減免しておいて、片方では何にもないということになりますから、地元に着した場合は、祝い金みたいな形で例えば10万円とか、そういう祝い金みたいなものでやれないのかどうか。あるいは、例えば帰ってきたときには、大学卒業して、あるいは専門学校をして

帰ってきたときには、例えば親と同居して、どうしても部屋とかそういうものを直さなければならぬという場合に、いくらかでもその住宅の改築に助成を出せないのか。これも懐を相談しながら、いろいろと29年度の予算に反映できるものは反映してまいりたいと思います。こういうことをまずは検討してまいりたいな、そのように思っております。

それから、4期目の挑戦の件ですが、今の段階ではいついつまでという形には考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 29年度予算に向けての市長の思いというものを今、お聞かせしていただきました。次期市長選に向けての思いというのは、当然、先ほど私も言いましたように、大変今の段階では市長自身も答えにくいだろうなというふうに思っておりますけれども、しかしながら、再三私申し上げますように、これからこの地方が置かれる状況というのはスピードを増して変化していくことと思っております。市長自身のリーダーシップというものが、ますます重要になってくるものになりますので、市長自身、早めに御自身の進退固められた時点で、我々市民にお示ししていただければなということを申し添えて、この質問を終えたいと思っております。

続きまして、大きな2番目の質問に移りたいと思っております。にかほ市で「イクボス宣言」の実施をということで、質問をさせていただきたいと思っております。

子育てに積極的にかかわる男性を「イクメン」と呼びますが、そのイクメンを職場で支援するために、部下の仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努めるリーダーを「イクボス」と呼びます。男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のことです。にかほ市も出生率向上の対策を打っているところではありますが、官民一体での子育て支援の整備なくして、人口減少に歯どめをかけることは難しい現状です。少子化に歯どめをかけるには、女性が子供を産み育てやすい環境づくりが必要です。核家族化が進む中で、夫が育児や家事に参加することが不可欠ですが、長時間労働で帰宅が遅かったり、周囲に気兼ねなく育児休業などを取得できずにいる例が少なくありません。イクボスの増加が、こうした職場環境の雰囲気を変える契機になることを大いに期待しています。

秋田県内では、今年に入り、先駆けて男鹿市、湯沢市、秋田市の3市長がイクボス宣言をしており、これまで全国的にも100を超える自治体がイクボス宣言をしております。にかほ市でも、子育てしやすいやさしいまちを目指し、市長と事業主の方々ともにイクボス宣言をしてみませんか。市長の見解をお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、にかほ市でもイクボス宣言をしてみませんかという御質問でございます。

日本は世界に例を見ない人口減少時代に突入しており、その影響は、経済、福祉、教育など様々な分野へ大きな影響を与えております。そうした中で、国は、次世代育成支援法や子ども・子育て支援法などの法律で、地域を挙げて、社会全体で子供の育成と子育て家庭の支援など環境整備に取

り組むと、そのようにしております。にかほ市では、27年3月に、にかほ市子ども・子育て支援事業計画を策定し、保育園や認定こども園と連携した保育サービスの提供や環境整備に取り組んでいるほか、学童保育やすこやか子育て祝い金など、様々な施策を実施しているところでございます。また、にかほ市役所という事業主の立場では、にかほ市特定事業主行動計画を策定し、職員の仕事と生活の調和を推進し、男女の人権が尊重される豊かで活力のある職場環境の実現を目指しているところでございます。この行動計画は、職員の子育て支援と女性職員の活躍及びワーク・ライフ・バランス推進のための取り組み計画でございまして、妊娠中の定期検査休暇のほか、産前産後休暇、つわり休暇、配偶者出産休暇、配偶者の出産に係る子の養育休暇、保育休暇などの特別休暇などのほか、育児休業やそれにかかわる休業手当金の制度など、職員の子育てサポートの基礎的なことを記載しております。計画では、そのほか女性職員の活躍を推進する取り組みや、ワーク・ライフ・バランスの推進に関しても記載しているところでございます。例えば、職員の休暇の取得状況についてどのような状況かということ若干申し上げますが、平成26年から28年度では、配偶者の出産などで対象となる男性職員が20人おりますが、そのうち、育児休業取得者はゼロ、配偶者出産休暇は8人、ですから全体からすると約40%、子の養育休暇は1人、5%となっております。一方、女性職員では、対象となる職員17人に対して、育児休業はほぼ100%、ほぼ100%取得している状況でございます。このように男性職員の育児休業に関しては、まだ取得実績がありませんが、制度の周知とともに取得しやすい職場環境づくりに努めたいと、そのように考えております。

市役所においては、申し上げたような状況となっておりますが、民間企業の状況はどうかと申しますと、市内の企業44社から電話で聞き取り調査をした結果では、育児休業の制度がある企業が39社、44社のうち39社、なしの企業が5社、育児休業の制度ありの企業で、27年度取得実績のある企業は4社の5人で、全て女性というふうな状況となっております。また、育児休業を現在取得中が1社1名で、これもまた女性という状況から、民間企業でも男性の育児休業の取得は進んでいないという状況でございます。

御質問のイクボス宣言が、男性の育児休業取得や育児参加にどれだけ影響を与えるかどうかは分かりませんが、市だけではなく企業も含めた地域全体で、出産や子育て支援していくことが必要と考えますが、中小企業においては社員の出産、子育て世代を支援しながらも、労働力を確保し、生産性を高めていくことは難しいかもしれません。こうしたことから、イクボス宣言については、企業も含めて今後いろんな機会話し合いを持ちたい。その上で企業も、多くの企業から賛同をいただいているような状況であれば、このイクボス宣言を行ってまいりたいと思いますが、まず企業の皆さんからも、企業主の皆さんからいろいろな形で御意見を伺いたいと、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 御答弁をいただきました。細かい数字まで市長申し上げていただきましたので、本当にありがとうございます。

現段階で、市役所内で男性の育児休業と申しますか、取得率ゼロだというふうな数値をおっしゃっていただきましたけれども、この原因の一つ、原因と申しますか、要因の一つとして、職場環境的

に取りづらい雰囲気なのか、それとも職員自身が取らなくてもいいと、自分の家庭環境も含めてですね、取らなくても大丈夫だと、そこら辺の認識、本人の認識というのは、調査というか把握されておるものなんでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 職員の男性育児休暇ゼロ、どういうことかということですが、私の感覚からすると、私は仕事上では私は取れると思うんです。取れると思うんですが、やはり保守的な考え方は、旧来からの考え方と申しますか、子育ては女性だというのが心の底の中にあるのではないかなと、私なりにはそう思っておりますが、そのほかいろいろあるかと思いますので、総務課長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務課長。

●総務部総務課長（佐藤喜仁君） ただいまの質問に対してお答えをいたします。

男性職員が育児休暇等を取得するその意識と申しますか、実績が出ていないところについて、特段調査としては行ってはおりませんが、申請を受けて承認するということになりますけれども、考え方としては、ただいま市長が申し上げたとおり、子育てとしては母親というような認識があるのではないかなというふうに考えているところでございます。以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 課長、突然の振りだったんでありがとうございます。このイクボス宣言というそもそものこの意義というのは、私が申し上げるまでもなくてですね、ただ休みを取ることが目的ではなくて、仕事と生活、これは育児だけじゃなくて介護も含まれると思うんですけれども、そういった両立をしっかりとることによって、仕事の成果もしっかり上げていくというその実績が各地で見られるということなんですね。子供たちの教育で言えば、文武両道、こういうのにも匹敵するのかなと。要は、スポーツばかりじゃなくて、勉強もしっかりしろよということなんでありましようけれども、現在、安倍政権においても一億総活躍社会という中で、子育てや社会保障の基盤を強化し、それぞれ経済を強くするという成長分野の分配ですね、分配の高循環、こういったものを構築を目指して、これに密接にかかわるものとして女性の活躍というものの進展に向けた取り組みを今進めているわけでございますけれども、記憶に新しいところで、東京都の小池都知事が9月に就任された際に、早速ですね、部下を目の前にして、イクボス宣言をしたと。残業が美德だという意識を変えてほしい。上司が育児などに理解を深め、部下が安心して子育てできる環境をつくってほしいということで、その旗振り役をまず知事みずから行ったということでもあります。また、つい最近では、11月28日、本当につい最近だったんですけども、全国知事会でもイクボス宣言というものを全会一致で採択しました。こういった形の中で、もう全国的にも時代の潮流になりつつあります。市長も先ほど、完全にイクボス宣言しないという形では答弁いただいてません。いろんな民間企業と検討しながら今後進めていくということだったので、その点はぜひ民間企業の方々との意見交換をしながら、ぜひこういった職場環境の改善、そういった風土づくり、雰囲気づくりというものをつくっていただきたいなというふうに思いますし、先ほど来、市長や課長の答弁にもあったようにですね、一昔前は、男は仕事、女は家庭というふうな考え方が大半だったんであり

ますけれども、その考え方を私、真っ向から否定するわけではございませんし、ただ現代において、やはり核家族化が進む中においては、やはり夫が育児や介護、家庭に参加することが不可欠な時代に突入しているのかなというふうに思います。しかしながら、長年続くこの職場慣行を見直すというのは容易ではありません。これは十分私も承知しておるところでございます。なので、鍵を握るのはイクボスだけではなくてですね、職場全体の意識改革というものが非常に重要なんだろうなというふうに思います。一部の自治体や企業だけに任せるだけじゃなくて、社会全体でこの働きかけをしていくということが、社会の機運を高めていくことの一つが一步につながるんだと思います。

私なりに男鹿市、湯沢市、秋田市にそれぞれ調査を行いましたけれども、やはり宣言はしたものの、具体的などころではまだこれから検討中だということでした。しかしながら、3市に共通していることは、まずは第一歩を踏み出してみようよということで、このイクボス宣言をしたということでした。私はこれ、非常に大きな一歩だと思えます。他市の例、いいところは真似して、ぜひにかほ市でも検討していただければなというふうに思いますし、平成28年度末、今年度末ですけれども、ちょうど第2次にかほ市男女共同参画計画、これが期限が切れまして、第3次にかほ市男女共同参画計画、これの策定期間にもなっているはずですが、今恐らく策定に向けて取り組んでおられる時期かと思えますけれども、この男女共同参画計画の中にもこういった内容というのは当然盛り込まれてくるものでありますので、ぜひ前向きな考えのもとで、こういったものの策定も行っていただきたいなというふうに思っておりますが、改めて市長の見解をお伺いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） イクボスの旗振り役、これは行政の中では私もそれは結構な話だと思っておりますが、やはり行政というのは、全体からするとパイとしては小さいわけですから、いかにして事業主の皆さんからこれを賛同を得て、これを宣言できるか、この環境をつくっていくことがまずは私は大切だろうと思っております。介護休暇の話もありましたが、職員の中には介護休暇を取っている職員もおります。男性でもおりますけれども、そうしたことは意識改革と申しますか、そういうことはこれからも職員に努めてまいりたいと思えますし、私も、これからいろんな形で、例えば忘年会もありますし、新年の訓示もありますから、そういう形の中での意識改革的なもので話さしてもらいたいなと思っております。

いずれにしましても、成果を上げるためには、やはり民間企業、事業主を巻き込まなければ、これは少子化の解消にもつながってまいりませんし、社会全体としても安心・安全な形にもなっていきませんので、そのことについては、議員が御指摘のような形の中で取り組みを進めてまいりたいと思っております。

第3次の男女共同参画の話も出ましたが、これからそういう取り組みもしてまいりますので、この点についても配慮さしてまいりたいなと思っております。

●3番（佐々木雄太君） 終わります。

●議長（菊地衛君） これで3番佐々木雄太議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩をいたします。再開を午前11時といたします。

午前10時43分 休 憩

午前11時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

18番佐藤元議員の一般質問を許します。18番。

【18番（佐藤元君）登壇】

●18番（佐藤元君） それでは、私の方から一般質問させていただきます。

公共施設の再編配置及び機能再編等についてということで質問いたします。

やらない理由を挙げさせたら、公務員の右に出る職業はありません。講師の志村高志さんは、愛知県内での公共施設削減に関する研修会場で集まった自治体職員を前に言い放ち、会場の空気も気にとめず、ひるむことなく熱を帯びる。図書館が1冊貸すのにかかる税金は1,500円。全ての施設を維持すれば破綻する。志村さんは、1987年、昭和62年入所組で、肩書きは秦野市役所公共施設マネジメント課課長、また、地方自治体公民連携研究財団客員研究員も兼ねているようであります。1987年はバブル経済のピーク時でして、志村さん自身、かつては施設をふやすこと自体が市民サービスだと思っていたと語っております。30年経過した現在、そのような行動原理は通用しなくなっています。総務省の調査によると、築30年を過ぎた老朽公共施設は、全国で4割を超すとしています。秦野市では、新たな施設はつくらず、2050年までに3割削る方針を打ち出しました。当市においても、公共施設等総合管理計画を作成中のことと思います。9月例会において、11月中旬にかけ、議会や自治会に説明。1月、パブリックコメント実施、2月、最終案作成、3月に成案として公表したいとしております。

何点かお伺いをいたします。

(1) 公共施設の現状等についてであります。

①として、公共施設の整備状況を伺います。

②本市の財政動向についての見解。

③公共施設に要する経費の確認。

(2) としまして、公共施設に要する経費の今後の見込み額をどのようにとらえているのか伺います。

(3) 公共施設整備に関する今後の課題をどのように考えているか。

(4) 公共施設整備に関する今後の考え方を伺います。

次に、ジオパークをリンクした観光施策についてということで質問をさせていただきます。

今年、平成28年、にかほ市のホットニュースに、ジオパーク認定、観光拠点センターにかほっと完成を挙げたいと思います。一見条件はそろったかのようにも見えますが、観光を主要施策の柱と据えている以上、スポットにおける環境整備は今後の重要課題と思われます。昨年、冬師の牧野組合は、冬師湿原一角の丘陵に150万円ほどの東屋を建てました。その東屋から眺める扇谷地ため池の

水面に映える影鳥海は、一見の価値があります。湿原は、広大な原野に揺れるススキヶ原に点在しており、県内はもとより、他に類を見ない観光スポット候補地の一つに挙げてもよいのではないかと思うところでもあります。また、秋田県は11月21日、NHK連続テレビ小説の舞台に本県を選んでもらうため、市町村や経済団体とともに誘致推進協議会の立ち上げを明らかにしました。12月21日、設立総会を開き、その後、各市町村から伝統文化、伝統行事、伝統食を提供していただき、年明け後に知事がNHKを訪問し、各市町村の提案内容を伝えるとの報道もありました。

下記の件について伺います。

(1) ジオパーク認定後の観光振興における基本方針をお伺いいたします。

(2) 市民はもとより、県内外在住の市出身者の方々から知恵を借り、新たな観光地発掘プランの作成は考えられないか伺います。

(3) 自然環境保全区域に対する、秋田県のその後の対応を伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐藤元議員の御質問にお答えをいたしますが、公共施設の再編配置及び機能再編等についてでございます。

はじめに、(1)公共施設の現状等、①の公共施設の整備状況についてでございます。

本市の公共施設は、庁舎や学校、公民館、体育館などのいわゆる箱物のほか、道路、橋梁、ガス、上下水道施設など、合併前に旧町で整備し、新市へ引き継がれた施設、また箱物では、合併後に整備した象潟・仁賀保両中学校、新産業支援センター、宿泊研修センター、そして今年度完成した環境プラザや観光拠点センターにかほつとなど、教育をはじめ、産業、保健、福祉、衛生、行政などの各分野において、多種多様な施設を整備・保有しております。これらの公共施設の数としては、行政系施設では、庁舎や消防庁舎、消防団ポンプ車庫など70施設、学校教育系施設として12施設、社会教育系施設として26施設、スポーツ・公園系施設として62施設、保健・福祉系施設として13施設など、9つに分類した242施設を現在保有する箱物施設として取りまとめております。詳細については資料を配付しているところでございます。

次に、②の本市の財政動向についてであります。

本市では、これまで、行財政改革大綱に基づきながら、職員数削減による定数管理の適正化やスクラップ・アンド・ビルドによる徹底した歳出削減、市債の積極的な繰上償還の実施による将来負担の軽減に努めてまいりました。その結果、平成27年度決算においては、さきの9月定例会にて報告したように、財政健全化の指標であります実質公債費比率は9.4%、将来負担比率は100.9%となり、ともに国の基準以下で、合併後最もよい数値となっております。また、実質単年度収支も約8億4,000万円の黒字であることなどから、財政状況は健全な状況であると、そのように捉えております。しかし、今後10年間の財政見通しにおいては、少子高齢化などに伴う人口減少により、市税収入の減少が見込まれております。また、普通交付税においては、今年度から合併特例措置の段階的な削減が始まっております。

以前、伊藤知議員の一般質問にお答えした時点では、平成25年度における合併算定替えと一本算

定替えとの差額、約12億4,000万円のうち、3分の1程度の復元を想定し、約8億円の減額を見込んでおりました。しかし、全国の市町村の強い要望を受けた総務省では、合併時点では想定されなかった財政需要に対応するため、大きく三つの項目について交付税算定の見直しを実施しております。このうち一つ目の項目としては、支所に要する経費の算定が終了した今年度の時点で、本市における合併算定替えと一本算定替えの差額は、約6億2,000万円まで縮減しております。今後、平成30年度にかけて、残りの二つの項目として、人口密度等による需要の割り増しと標準団体の面積の見直しが反映されることになりまして、一本算定となる平成33年度には、平成27年度と比較して約5億円前後の減額になるものと、そのように推定をしているところでございます。しかし一方で、国の財政状況がますます厳しさを増す中で、地方交付税の総額が抑制されることも予想されることから、今後さらに交付額が減額されることも考慮していく必要がございます。

いずれにしても、本市の財源の根幹であります市税並びに普通交付税の減収は、市の財政に与える影響が非常に大きく、深刻なものと受けとめているところでございます。これらの減額分を加味した今後10年間の財政推計においては、市民生活や市内経済の活性化に必要なインフラ整備、医療、保健、介護等の現状の行政サービスを維持するために、財政調整基金を取り崩しながらも、実質公債費比率は10%前後、将来負担比率は100%前後で財政運営を行ってまいりたいと、そのように考えておりますが、できるだけ今申し上げた数値を下回るような形で取り組みをしてまいりたいと思っております。その結果、財政調整基金の残高は、現在約20億円から10年後には約10億円前後まで減少するものと、そのように推測をしているところでございます。したがって、今後の財政運営については、引き続き行財政改革による行政経費の縮減に努めるとともに、今まで以上に慎重な対応が必要であると、そのように考えているところでございます。

次に、三つ目の③の公共施設に要する経費についてでございます。

公共施設に要する経費の算定に当たっては、総務省から示された計算方法に基づいて、①でお答えした242の施設について、施設目的を維持するための経費を推計し、整理をしているところでございます。推計は、現在保有している施設の維持費のほか、建設時における各施設の耐用年数をもとに、その中間期で大規模な改修を行い、その後一定の耐用年数を経過する時期に同規模での建てかえ、更新をするものと仮定して行っております。要するに、現在保有する全ての公共施設を現状のまま存続維持していくための経費とお考えいただきたいと思っております。この方法は、他の多くの自治体が入り込んでいるもので、総合管理計画を策定する上で重要な目安となるものでございます。この推計によりまして、本市の場合は今後40年間で約500億円以上の費用を要するとの試算結果となっております。これを単純に単年度平均にしますと、年13億円となりますが、この数値は道路や橋梁の維持管理が含まれておりませんので、さらに施設に要する維持管理費は膨らむと、そのように推計をしているところでございます。

次に、(2)の公共施設に要する経費の今後の見込み額について、どのように捉えているかについてでございます。

これについては、(1) ③の答弁の繰り返しになりますが、箱物では平均で単年度当たり約13億円で、これに道路や橋梁の維持に要する経費が加わることから、さらに維持経費は膨らむことになり

ます。こうした推計結果から、率直に申し上げますと、現在保有する全ての公共施設を現状のまま存続維持していくことは難しいと、そのように考えております。地方交付税の合併算定替えの終了や人口減少に伴う税収の減少などから、厳しい財政運営が予想される中で、公共施設に要する多額の維持管理経費を措置できるのか、また、施設の設置目的や機能面からも効率的で有効な配置になっているのか、あるいは、人口減少による施設利用の変化なども考慮し、併せて行政サービス水準の維持確保を念頭に置きながら、経費額を見極めていく必要がございます。

次に、(3)の公共施設整備に関する今後の課題についてであります。

現段階で課題として考えられるものについては、施設の維持管理や大規模改修、建てかえ、更新に要する費用の平準化であります。先ほど維持管理更新費用の推計額は、平均で単年度当たり約13億円と申し上げましたが、各年度それぞれでは約4億円から21億円まで幅があります。そして、この先20年後からは約20億円程度となる幾つかのピークの時期がございますので、こうしたものが平準化できるかどうか、これも課題であります。また、保有する公共施設については、量的な削減を進めるに当たり、施設機能の統合・複合化などが考えられますが、それに伴う空き施設、遊休施設の利活用と廃止が課題であると、そのように考えております。

次に、(4)の公共施設整備に関する今後の考え方についてでございます。

施設を整備または維持するには、建設費だけではなく維持管理費や起債の償還など、将来の財政負担が増加することになります。また、その一方では、市民生活や行政サービスを低下させることなく行政運営を推進することも必要なわけでありまして、ここまでお答えしてまいりましたが、公共施設の整備状況や財政見通し、施設に対する経費、課題などを分析しながら、30年先を見据えた公共施設整備の基本的方針、方向性を、現在策定中の公共施設等総合管理計画においてお示しをしてみたいと、そのように考えているところでございます。

次に、ジオパーク、(1)のジオパーク認定後の観光振興における基本方針についてでございます。

鳥海山・飛島ジオパーク構想推進行動計画では、まちづくりの概念として、保護・保全、教育、地域振興の3つの項目を挙げております。

観光振興は地域振興の中に位置づけられるもので、今後の計画としては、ふるさとのにぎわいをつくるため、インフォメーションコーナーを各エリアに設置し、ジオサイトをめぐるジオツアーや教育旅行、体験プログラムなどによって、本ジオパークの様々なポイントをめぐり、体験していただけるプログラムづくりなどを掲げております。また、地元特産品を活用した、ジオの恵みによる新たな土産品などの開発を検討してまいります。

受け入れ態勢の整備としては、観光拠点センターにかほつとやSNS等での情報発信、ジオガイドによる現地の案内など、ふるさとの人・食・自然・歴史などを組み合わせたイベントツアーなどを企画し、交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

その他といたしましては、環鳥海を核として、酒田市、遊佐町、由利本荘市、山形県、秋田県などと連携した既存の組織が幾つかありますので、これまでの事業に日本ジオパーク認定と連携した内容を加え、観光振興を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

また、山形県が事業主体であります。環鳥海地域海外誘客プロモーション強化事業として、鳥

海山・飛島ジオパークを活用したインバウンド事業を計画しております。これは、鳥海山・飛島ジオパークブランドの確立と環鳥海地域の交流人口拡大を目的とした事業でございます。4市町と秋田県とも連携して展開するものでございます。ジオパークへの観光振興は広域連携が主となると思いますが、既存の観光資源とジオサイトが重なることから、本市といたしましても認定後に作成したパンフレット等に「日本ジオパーク認定」と表記しております。これまでの説明にジオのストーリーをつけ足すなど、既存の観光地の魅力向上につなげてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

さらにジオパークを推進することは、地元が一番の根幹となっている資源を知ることです。地元資源を勉強することは、地元への愛着心の向上につながります。そして、大人が地元の自慢をするのを聞き、学校で地元資源をしっかりと勉強して育った子供たちは、一旦進学や就職して地元を離れても、将来はUターンする確率が高くなる可能性があるとも考えております。まずは地元住民に地元の魅力を積極的に周知することも大切であると、そのように考えているところでございます。

次に、(2)の、市民や市外に住む市出身者の方々から知恵を借りて新たな観光地発掘プランの作成についてでございます。

平成25年度に、観光庁の事業として、官民連携した魅力ある観光地の再建強化事業に取り組み、モニターツアーなどで課題や方向性について検討した経緯がございます。そこでは、新たな観光地の発掘もありますが、まずは既存の観光資源の磨き上げが重要であるとの提言をいただいております。新たな観光地の発掘としては、院内油田跡地や大竹集落千年の集落のたたずみが挙げられ、時間を巻き戻したような懐かしい感覚の場所との評価もいただいているところでございます。

新旧観光地の重要な課題として挙げられた内容には、佐藤議員が御指摘のように、コースアクセスの整備でございます。そして、広告や宣伝などPR不足や、市民が観光のまちとしての意識を持ち、まち全体でおもてなしの機運を醸成する必要がございます。また、にかほ市ふるさと宣伝大使や、にかほ市ふるさと会の方々からも、様々な御意見を頂戴しておりますが、一番に指摘されることは、やはり交通アクセスが不便なこと、豊かな観光資源を十分にPRできていないことに関する指摘が多くなっております。2次交通などのアクセス整備については、昨年度から秋田空港から市内への便を整備をしましたが、今年度からは、にかほ市観光2次アクセス協議会を発足し、タクシー事業者などの民間事業者が中心となって利便性の向上に努めているところでございます。また、観光PRについては、今回の日本ジオパーク認定を好機に捉えまして、広域と市単独の両面から積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、新たな観光地の発掘についても、鳥海山・飛島ジオパークにおいて、研究者や地域住民から意見を得ながら、新たな資源の発掘によりジオサイトを増加しておりますので、連携をしながら進めてまいりたいと思っております。

次に、当市自然環境保全地域についてでございますが、この件については、平成25年3月議会で佐藤議員から御質問をいただきましたが、当時は県から改修や整備等に対する方向性について具体的な提示がなされていないというふうなお答えをいたしました。その後、冬師集落からも、自然環境保全地域を含めた扇谷地ため池周辺の整備について、継続的な要望がされておまして、平成25年

の秋から26年にかけて、現地立ち会いなど整備の方向性などを協議したところでもございます。その中の一つに、旧仁賀保町時代に秋田県が整備した木道が朽ち果てていますので、再整備について県の自然保護課へ要望しておりましたが、現在は設置した施設の簡易な維持補修を行うことはあるものの、新たな整備や大規模の改修は行っていないというふうな回答でもございました。このようなことを踏まえまして、冬師集落の要望の中からはかほ市が対応できることとして、平成26年度において、県道から扇谷地ため池方面に入る交差点に、冬師自然環境保全地域として案内看板を設置したところでもございます。また、保全地域周辺の道路に車寄せを設置するなど、訪れた方の駐車スペースとしても活用されているところでもございます。現在、自然保護課では、保全地域内の保護を再優先に捉えているようでもございますので、今後とも環境に配慮した施設の整備について要望を継続してまいりたいと、そのように考えているところでもございます。

●議長（菊地衛君） 佐藤元議員。

●18番（佐藤元君） 市長から、公共施設についての(3)のところ、現在のにかほ市が保有している公共建築物の総量の保有は、なかなか将来に向けても難しいのではないかと、こういう答弁でありました。だとすれば、現段階での公共建築物の総量の保有することが、向こう何年ぐらまでは可能なのかということまでは試算されているのか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） それぞれの施設について何年くらいというふうな御質問でございますが、242施設ございますので、なかなかこれは何年、これは何年というふうな形には、ちょっとこの場ではお答えできませんが、いろいろまとめる段階において検討した事項等もあるかと思っておりますので、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤洋君） 現施設を向こう何年間保有可能なのかという御質問でございますけれども、先ほど市長からも答弁ございました各単年度のその経費の状況を見ますと、4億から21億円程度まで、非常に幅があるということでもございまして、なかなか一つ一つの施設から、これは何年というところを集計した上での何年までというのは難しいのかなというふうに思っております。ただ、今後30年先の中で、この現有するのが大変厳しいということで、じゃあどれぐらいこれから削減していかなければならないのかというところは、これからやはり見極めた上で計画の中に計上していくということになるかと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐藤議員。

●18番（佐藤元君） 今日いただいた資料の中で総面積が出されております。18万872平米ということですけども、これは、その人口で割りますと7平米近く、1人当たり近くなるのかなという、ちょっと今まだ計算してませんが、そんなものかなと思うんですけども、この面積に対しての人口割でいくと、いわゆる国がどういうふうな基準設けてるか私はそこまで調べてないので分かりませんが、その数字自体は、上限の方なのか下限、下の方なのか、これ今分かりますか。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤洋君） 面積的なところでのにかほ市の保有状況といえますか、

類似団体と比べますと、人口的な類似団体ですけれども、人口的な類似団体の平均が5.55平米に對しまして、にかほ市の場合は6.89平米ということで、人口類似団体の平均に比べますと1.2倍ほど数値的には多いという状況でございます。

●議長（菊地衛君） これで18番佐藤元議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午前11時35分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど午前中の佐藤元議員の一般質問で、当局から訂正を求められていますので、これを許可します。総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤洋君） 佐藤元議員の一般質問の際に答弁資料として配付させていただきました資料で、2カ所ほど間違いがございましたので訂正させていただきます。

最初に、学校教育系施設のその他教育施設でございます。右側の方に主な施設ということで、象潟(1)、金浦(2)とございますが、「金浦(2)」が「金浦(1)」になります。

それから、中ほどになりますけれども、保健・福祉・医療系施設の高齢福祉施設、主な施設の欄が老人福祉センター、介護予防拠点施設(2)とございます。この「介護予防拠点施設(2)」が「(1)」になります。

以上でございます。訂正してお詫び申し上げます。

●議長（菊地衛君） 一般質問を続けます。

14番鈴木敏男議員の一般質問を許します。14番。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） 午後一番の一般質問になりました。14番の鈴木敏男です。通告書に従って、二つの項目について市長にお尋ねをいたします。

はじめに、高齢者の自動車運転免許証の返納についてであります。なお、これに関連した質問については、さきの9月定例会でも高齢者の交通安全対策についてというようなことで質問をいたしてございますので、いささか重なる部分もあるいはあるかもしれませんが、あらかじめ御容赦のほどをお願い申し上げたいと思います。

さて、その9月定例会では、日本海沿岸東北自動車道が象潟ICまでの延伸に伴っての交通事故の状況等についても伺ったところであります。その時の答弁では、管内では確認していない、こういうふうな答弁であったと記憶しています。ところがその後、定例会の後でございましたけれども、10月の21日には、本地域ではありませんけれども、日本海沿岸東北自動車道の大内ジャンクションで高齢者の運転する車が逆送、大きな交通事故が発生、3名の方がお亡くなりになりました。このような事故を含め、昨今は高齢者の運転にかかわる交通事故が相次いで起きており、大きな社会問題

になっています。先ほどの事故のような高速道路での逆送、あるいはアクセルとブレーキの踏み間違え、事故の中には認知症を疑わせる高齢者の交通事故も連日のように報道されているわけであり
ます。

こうしたことを踏まえて、来年3月に施行される改正道路交通法では、75歳以上の運転者に対する
認知症対策が強化されるようであります。これによりますと、75歳以上の運転者の免許の更新時に
は、認知機能検査で「認知症のおそれがある」と診断されれば、違反の有無にかかわらず医師の診
断が義務づけられたり、また、たとえ「問題なし」であっても、認知機能が低下した場合に起こり
やすい違反行為をした場合には、「臨時認知機能検査」が行われ、結果によっては免許の取り消し
や停止の処分も行われると、このような道路交通法の改正であるようであります。

警察庁のデータによりますと、10万人当たりの年齢層別に運転者の起こす死亡事故件数では、
85歳以上が18.2件、75歳から84歳が18.5件と、高齢層での件数が多いことが公表されております。
平成10年4月の道路交通法の一部改正では、運転を継続する意思がなく、運転免許証を返納したいと
いう方のためには、自主的に運転免許証の取り消しの申請ができる、いわゆる「運転免許の自主返
納」制度が制度化されています。そして、返納された方に対しては様々な特典というんでしょうか、
優遇というんでしょうか、そういった様々なサービスが各自治体で工夫を凝らして行われているよ
うであります。しかし、免許証の返納に当たっては、高齢運転者と家庭内でのトラブルがあったり、
また、免許証の返納によって外に出る機会が消極的になって孤立する、こういったことも指摘をさ
れております。運転免許証の返納にも難しい課題を抱えているというふうなことを言わざるを得な
いわけであります。ただ、高齢者の運転免許の返納は、交通事故の減少につながることは期待でき
るというふうに思います。

そこで、本市における実態や課題、あるいは対策等についてお伺いいたします。

(1)でございますが、本市における65歳以上の自動車運転免許証の保有状況、また、同免許証の返
納の実態はいかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをいたしますが、運転免許証の自主返
納の御質問については、各項目にわたって担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊東秀一君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

(1)番の本市における65歳以上の免許証保有状況と免許証の返納実態ということでございます。

にかほ市の免許証保有者の状況でございますけれども、平成28年はまだまとまってございません
ので、秋田県警の統計が定まっております27年の数値で御報告をさせていただきますが、免許証保
有者数は1万7,520人でございます。そのうち65歳以上の保有者数は4,548名、約26%の割合となっ
ております。また、返納状況につきましては、平成27年が45名、28年については11月末時点で70名と
なっているようでございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ただいまの本市における65歳以上の免許の保有状況、あるいはその65歳以上の方の返納実態、こういうことをお伺いしたところでありました。その返納のパーセントは今ちょっと分かりませんが、全国的に見ますと、15年末で65歳以上の免許の保有者は1,710万人と。返納されている方というのは27万人で、1.6%ということになっているようであります。また、75歳以上になりますと、この免許証の返納も若干数字が高まって、2.8%、こういうふうな状態のようであります。もちろん全国一律ではなくて、いろいろ各自治体で違うわけでありましたが、いわゆる公共交通が整備されている、いわゆる都市では、この辺の率ももっと高いというふうに承知をしているわけでありました。

今、返納される実態を伺いました。これは掌握されているかどうか分かりませんが、この65歳以上の方で免許証を返納したい、返納した、こういうふうな理由といたしまして、返納したこの理由は調べられておりますでしょうか。もし調べられたら御答弁をお願いいたします。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊東秀一君） 返納における理由につきましては、調べてございません。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 返納される方のこの理由というふうなことは、まだ掌握されていないようでございますけれども、データ等を見ますと、冒頭、私こう言いましたけれども、この運転する必要がなくなった、意思がなくなった、こういうふうな方で、こういう理由で返納される方が一番多いようであります。その次には、身体機能の低下を自覚した、こういうことで免許証を返納されていると、こういうふうな実態があるようであります。ただ、高齢者の皆さん方に免許証の返納ということでいろいろこう話をする場合もあるかもしれませんが、むしろ本来であれば免許の返納を促すことでなく、もっと自動車講習というんですか、こういうものをやるということが一番いいような気がするわけでありましたが、前回9月の定例会の中では、そういった講習会はやっている、こういうふうな話でありました。

それでは次の質問にいきますが、そうした免許証を返納した場合、自動車運転免許証を返納された方への支援はどういうことがあるのかなというふうにこう思うわけでありまして、あるいは、返納者への先ほど言いましたけれども優遇策、こういったこともいろいろあるようでありまして、しからば本市の場合どうなっているのかということで、これを二つ目にお尋ねしたいと思います。

なお、前回の9月定例会では、コミュニティバスの乗用券の20%引きでしたか、こういうような話はありませんでしたが、ほかに優遇策ということで本市で行っているこの具体例、この例を一つお尋ねしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊東秀一君） 本市における免許証返納への支援ということでございます。

鈴木議員も今お話のとおり、9月定例会でこの件につきましては御紹介を申し上げましたけれども、繰り返しになりますが、本市では、運転経歴証明書をお持ちの方は、コミュニティバスの乗車回数券を2割引きということで支援を行っているところでございます。また、この運転経歴証明書につきましては、運転免許証を自主返納した際に交付されるものでございまして、身分証明書としても使用できる証明書となっていることは御承知のことと存じます。また、秋田県警では、県内561店舗の支援協賛店と提携して、65歳以上の高齢者が運転免許自主返納高齢者支援サービス店のチラシを張っている店やタクシーやバスを利用する際に運転経歴証明書を提示すると、料金の割引のサービスが受けられるというような様々な支援がございましてけれども、前回は御紹介しましたとおり、本市における支援手段といたしましては、コミュニティバスに関する支援ということのみでございまして。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 今、部長の方の御答弁もありましたけれども、秋田県で見ればいろんなこう優遇策を講じられているというようなことは、私も承知しているんですが、当市の場合は、このコミュニティバス一つと、こういうことだと思いますが、これはあれですか、65歳以上でその免許証を返納されて、しかも運転経歴証明書、これがあつた場合対象になるというふうなことになるのかどうか、そこをもう一度確認したいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤洋君） コミュニティバスの回数券の支援につきましては、年齢は関係ございません。以上です。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 免許証を返納されたということで、いろんな優遇をしているというようなことは、いろいろこうあるような話を先ほどもさせていただきました。ただ、返納に当たっては、先ほども言いましたけれども、例えばそういうコミュニティバスを使っても、それだけではなかなか不足するわけで、やはり家族の、運転免許証を返納される家族の協力も必要だろうというふうに思いますし、あるいは、地域でそういった返納された方を支援すると、こういうふうなことも、あるいはやる必要があるのかなというふうにこう考えるわけですが、そういったことはあれですか、返納された方に対して、この後、ほかの優遇策というものも考えていきますか、いかれませんか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊東秀一君） 交通安全対策につきましては、平成28年度に、にかほ市交通安全実施計画たるものを策定をいたしました。その中にも、高齢者に対する交通安全教育という項目がございまして。その中でも、今回話題になっております運転免許証返納制度について周知を図って、積極的な活用を推進するというような取り組みがございまして。この取り組みについては、生活環境課のみならず教育委員会、または、にかほ警察署、にかほ市交通安全協会などの関連団体もございまして、今お話のあった内容につきましては、そういう団体とも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 恐らくこれからもこの返納される方は、あるいはこう多くなるのかなというふうな、こういうふうにかう私は予測してるわけなんですけど、やはり免許証返納されれば、やはり不便なことはいろいろかあるんだらうというふうに思います。ですから、優遇策とってそれだけで済むことではないわけでありまして、やはり優遇策を講じるということも、この免許証を返納させていただく場合は、あるいは有効なことのひとつのかなというふうな思いをしています。

先月でしたか、九州のどっかの自治体でありましたけれども、1年間タクシー券を発行すると、こういうふうなこともニュースでありました。また、市外から離れてるところに住んでおられて、しかも免許証を返納されたというふうな方が多い地域においては、商店からそっちの方に出向いていただくと、こういうようなことも施策で行っている自治体もあるようであります。それから、管内でもいろいろ商店、あるいは例えば理髪店、こういった店でも、免許証を返納された方に対して、いろいろ割引やったりということがあろうやうであります。当市でそういったことをやっておられる商店はどのぐらいあるのかは、御承知でしょうか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊東秀一君） 秋田県警からの数値でございますけれども、先ほどもお話ししたとおり、運転免許自主返納高齢者支援サービス店という店がございます。様々な割引制度等がございますけれども、平成28年7月15日現在の県警のホームページによりますと、県内では561店舗ございます。そのうち、7月15日現在ですと、にかほ市には10店舗、そういう支援サービスを行う店舗がございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） せっかく免許証返納された方に特典の一つとして商店街の割引なんかあるようなんですけども、ただ、まちを歩いてみて、そうすればそういう制度を活用している店ってあるのかなってことでか見渡すんですけど、実はなかなか私見つけることができませんでした。で、いろいろかネットで調べますと、そういう店では、かいうことやってるんだよということでステッカーを張ってるというふうなこともちょっと出てましたけれども、当市ではかいうことも全く分かりませんか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊東秀一君） 今お話の支援サービス店というものは、直接的には県警本部がかいう支援サービスについての取りまとめをされているところでございます。したがって、制度の周知につきましても、サービス店についても、チラシ等の表示もあるわけですが、具体的には県警、警察などがかいうものをつくりまして、そしてサービス店に対してかいうものを掲示していただくというふうな取り組みがございますけれども、市直接のものはございません。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 県内見ても、いろいろなか商店街でも利用しているかいう店もあるようやうありますので、せっかくのかかいうふうにかかやっているとすれば、もう少しか目立つような

ことをやってもらえればなというふうな思いがありましたので、お尋ねしたわけなんです。そうすれば3番目の質問に入りますが、この自動車運転免許証の返納制度、そういうことからいいますと、まだこの制度があることすらなかなかこう周知されていない面があるような気がします。先日でしたけれども、ある老人クラブの会員の方にこのことをお尋ねしましたら、そんな制度があるようだというふうなことは知ってはいるけれども、具体的には分からない、こういうふうな話をされた方がいらっしやいました。本市でも、先ほどから聞きますと支援制度、あるいは優遇策も考えているようですし、あるいはやってもいるようでございますので、今後、この自動車運転免許証の返納制度をどう高齢者の皆さん方に周知をされていくのか、これは非常に大事なことだというふうに思いますけれども、その対策についてお尋ねをいたします。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊東秀一君） 返納制度の周知という御質問でありますけれども、現在本市では、先ほど御紹介しましたような支援制度、割引制度、コミュニティバスの割引制度などにつきましては、ホームページ等に掲載して周知を図っているところでございます。ただ、県警では、高齢者の免許更新時の講習、さらには交通安全教室や講話等を行う際に、免許証の自主返納制度のチラシによる紹介なども行っていると伺っています。ホームページでも制度の紹介や支援サービスの店の一覧表、先ほど御紹介しましたが、そういうような取り組みも県警ではやっぴらっしゃるといふことで、免許証自主返納を促している状況でございます。

今後につきましては、あくまでも自主的な運転免許証返納制度の観点から、高齢者の方がみずから返納されるように関係機関と連携を図りながら、市のホームページなどを、また広報も活用し、老人クラブ等の高齢者団体などへの周知を今後とも引き続き行ってまいりたいと考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） せっかくある制度というのなんですが、交通事故を減らそうという一環の一つのこの返納制度でありますので、できるだけの機会を利用して、やはりこういうこともあるよというふうなことだけは周知してもいいんじゃないのかなというふうに思います。幾ら自主返納と言いながらも、やはり制度があるということであれば、それを知ってもらうということは必要ではないのかなというふうに思います。

この高齢者の自動車運転に対してのことでございますけれども、冒頭も言いましたけれども、高齢運転者、こういう方々は今後もますます増えていくだろう、こういうふうに予想されます。であれば、単純に考えても自動車事故というのは増えていくんじゃないのかな、そのような予測もされるわけでありまして。しかし、せっかくの利便性の高い自動車、これを走る凶器まがいにしてはならないのは当然であります。法を守り、的確な運転判断のもとで自動車の運転が求められるわけでありまして。こうした中であって、例えば自動車自体も今こう変わろうというふうに、こういうふうな時期にさしかかっているようでありまして。その新技術が加わって、自動車は日進月歩変わっているわけでありまして、変わろうとしています。例えば、高齢者の運転をサポートするというようなことではないんでしょうけれども、自動ブレーキのついた、機能のついた車、あるいは、衝突警報を備えた車、これは既に実用化もされているようでありまして。また、衛星利用の自動システム等での研究

開発がしのぎを削っているというふうなことを情報で見えています。いわゆる完全自動運転車、車の方ですが、これも平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、この開発が進んでいるというふうな情報もあるわけであります。こうなれば、運転免許制度も、あるいは変化があるのかもしれませんが。しかし、現時点では、やはり交通事故の事故防止の一環として、また、高齢運転者自身の命を守る制度として、あるいは、運転によって高齢者が加害者にならないためにも、場合によっては運転免許証の返納制度、これも十分理解できるわけであります。そういったことから、今後、運転免許証を例えば返納した方、こういった方々も生活しやすいまちづくり、これが求められるところだろうというふうに思います。実は、くしくも昨日でした、昨日の某放送局で、この高齢者の自動車運転免許証の返納を中心にしたテーマでの放送がありました。私もこう聞いておりましたけれども、なかなかこう思いを募らせた内容であったというふうに思っています。

今日、かかる制度の本市の実態を伺っていきまされたけれども、どうか自動車運転免許証を返納されても生活しやすいまちづくり、高齢者が生き生きと暮らせる環境づくりが基本だろうというふうに思います。平成27年度の外部行政評価報告書の中でも、コミュニティバス事業が必要だというふうなことと、さらには、この運行路線の改善、こういったことも意見として出ておったようでありますし、また、高齢者等交通費助成事業であっても事業の根本的な見直しをと、こういうふうな意見が出されておるわけであります。そういったことを考え、何とか高齢者の皆さんが自動車運転免許証を例えば返納されても、不便のないようなまちづくりというふうなことでお願いを申し上げて、この1番の質問を終わりたいと思います。

次に、二つ目の質問であります。二つ目は多目的福祉施設の整備についてお尋ねをいたします。

平成26年11月26日、象潟公民館に併設するという形で、しかも高齢者のみの利用ではなく、子供たちなどとも共有できる施設として、多目的福祉施設の整備についての事業説明会が私どもにもありました。これは、老人福祉センターの老朽化が著しく、今後、高齢者や障がいのある人、子育て中の親などが交互交流・活動ができる、多機能を持った施設にすることが望ましい等の多目的福祉施設整備検討委員会からの答申を受けての整備計画が示されたというふうに理解しています。ところが、その後、社会福祉法人が用地を確保して、医療・福祉、また、老人、児童、障がい者を含めた福祉、アミューズメント機能を備え、多様な機能を持つ区域としての構想が出されたということから、その中に多目的福祉施設をつくることによって、にぎわいを創出ができるのではないかと、あるいは市民にとって利便性が高くなるのではないかと、いずれどちらがいいのか検討する時間をいただきたいと、このような答弁が平成27年9月に、また、同年12月の同僚議員の一般質問でも答弁がされたわけであります。中でも、この12月の答弁では、一歩踏み込んだ形で答弁をされております。現況、現在の状況からして、3月定例議会くらいには報告できるのではないかと。3月定例会には市政報告の中で、ある程度スケジュール等、話ができれば、そのような答弁をされております。

平成26年の事業説明会、また、同僚議員への答弁など、もうあれから1年以上経過しています。以来、この件では私どもに説明は全くありません。また、多目的施設の整備については、平成28年からの3年間の事業実施計画にも示されてはいないわけであります。平成22年10月に出された象潟老人福祉センターの改修を求める陳情、その後、平成24年12月に象潟地区自治会長会から出された老人

福祉センターの整備を求める請願のあった、この老人福祉センターを多目的福祉施設として整備するこの計画について、改めてお尋ねをします。

(1)でございますが、市民からも、この計画はどうなっているんだと、こういう声も届いています。その後何ら説明も私どもにされていないということを思いますと、この説明責任を果たされていないというふうにも思います。本計画が遅々として進んでいないようでございますが、これまでの経緯をはじめにお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、多目的施設の整備について、1番の本計画が遅々として進んでいないようですが、これまでの経緯を伺いますと。

前段で申し上げますが、これも相手がある話ですから、なかなか公表する機会がこれまでなかったということでございますが、まず最初にこれまでの経緯について御説明を申し上げたいと思います。

象潟老人福祉センターの老朽化に伴いまして、平成22年10月、象潟町内会長会より市議会議長へ象潟老人福祉センターの改修を求める陳情書が提出されました。先ほどのお話のとおりでございます。その後、24年12月に、象潟自治会長連絡協議会より私に対して、市長に対して、象潟老人福祉センターの整備を求める請願書が提出されたところでございます。その間、24年9月には、水質検査において、貯湯槽、老人福祉センターの貯湯槽、要するにお湯をためる槽ですが、源泉から持ってきてためる槽ですが、大腸菌と、それから男女浴槽の吹き出し口からレジオネラ菌と大腸菌が検出され、その後、洗浄もやったんですが、再検査においても貯湯槽から大腸菌が検出されたことによりまして、同年の9月の27日、浴槽を閉鎖したという状況でございます。また、老人福祉センターの建設については、24年8月、各種関係団体代表、社協、民生委員、身障協会、手をつなぐ育成会、老人クラブひだまりの会、ほたるの会などに集まっていただきまして、老人福祉センターの整備に関する要望を伺う機会を設けまして、意見を伺いながら検討した結果、老人福祉センターとして特化するのではなく、誰でもが利用できる施設整備の意見に集約をされたという状況でございます。そして25年の12月には、にかほ市多目的福祉施設整備検討委員会を設置して、多目的福祉施設の整備について諮問、そして平成26年の1月には、答申をいただいたという状況でございます。市では、答申に基づきまして整備について協議を重ねながら、具体的な計画を26年の11月26日、市議会に対する事業説明会で説明させていただいたところでございますが、その後、市内の社会福祉法人から、一定規模を確保して、先ほどお話のように医療、老人、児童、障がいなどの福祉施設、そしてアミューズメント機能などを備えた多様な区域として整備をしたいというような構想が出てまいりました。この構想が実現できれば、私は道路の向かいの商業地域、この区域も含めまして、市民にとっては大変利便性の高い、にぎわいを創出できる区域になると受けとめたわけでありまして、したがって、これまで検討してきた整備案と、この構想の中での整備など、にかほ市としてよりよい方向を検討する必要がありますが、時間をいただいてきましたが、結論としては、社会福祉法人が施設整備を構想する区域、この区域に市が計画する多目的福祉施設を整備することで、市民福祉の向上、あるいは

は利便性に大きく貢献をするのではないかと、そのような結論に達したわけであります。したがって、法人の構想が具現化してこの区域の開発が始まるわけでありますが、特養などの社会福祉施設の整備内容が県の審査を経て、これは事務方の審査はもう終わっております。そして今月中に整備内容に係る県の審査が行われます、今月中に。そして、その審査を通りますと、29年度の県の予算に補助金として盛り込まれることとなります。建設に向けての。ですから、この補助金の予算化する段階において、再度、法人といろいろ協議をして計画をまとめながら、市議会の方にその内容をお示しをしたいという形で今取り組みをしておりますが、いずれにしても県の予算は、29年度の予算は2月の定例会に提案されますので、その時点では内容も分かってくるので、じゃあ今までどおり27年度を初年度とする現在の介護保険計画、その中では29年度までに50床の特養、要するに整備するという計画に挙がっておりますので、このとおり整備が進むという段階でさらに法人と協議をして、この多目的福祉施設の整備方法について協議をしながら議会の方にも提示してまいりたい。ただ、いろいろな提案の中で、多目的施設について風呂もつくってくれというあれもあるわけです、項目。私はやはりこれからの行政のスリム化、そうしたことを考えあわせると、それにかわる施設はこの区域にもあるわけですから、私は風呂の整備はしない方向でいきたいのと、今の段階ではそのように考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ただいま市長の答弁だと、29年度になれば具体的なものが出てくるのかなと、出てくると、こういうふうな解釈でよろしいのかなというふうに思います。それで違いますか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 今お話したように29年度の県の予算に向けて、今その施設整備について県の審査会が会合、特養の整備する形の審査会が12月中に開催されます。それを受けて、県の補助金として29年度の予算に反映される、この段階が当然、県の定例議会は2月ですので、29年の2月ですので、その段階までは私の方に情報が入ってきますので、県の方に補助金としてあがりましてよ、29年度から建設始まりますよという形の情報が入ってきますので、その段階で再度、多目的施設の整備のあり方等々について法人と協議して、そして素案をまとめながら市議会の方にお示しをしていきたいと思っておりますので、できれば前段でお話のように3月定例議会でそのことが話せるような形になれば一番ベターかなと思っておりますが、これも相手がありますので、場合によってはちょっと延びるかもしれませんが、そうしたスケジュールで今考えているところであります。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） それでは、もう一度確認ですが、市長は前の答弁では、どちらの方というようなことでこう迷っていた面もあったというふうに思いますが、ただ後半になって、市長自身も今こう話されている場所に一緒に建てたら、にぎわいも出るだろうし、いいなというふうにご発言されておったわけなんですけど、そうすれば今のお話では、象潟公民館に併設したのではなく、法人が建てるその場所の一角に当市のこの多目的福祉施設も建てる、こういうことでよろしいんですか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 先ほども申しあげましたように、当初は公民館に併設して、象潟公民館も活用しながらそういう施設を整備できないかということを検討して、議会の方にお示しをして説明会を開催しましたけれども、先ほど申しあげましたように、これは場所を言ってもいいんですが、TDKの象潟工場の跡地です。あそこに今、特養から、それから障がい者の施設から、いろいろなものを建てる構想を持っています。それで、その中で第1番目として、29年度には特養、そういうものの建設が、当然、県の予算として補助金として認められれば、これ29年度から始まるわけですが、これは相手がありますから、県が補助金、今年無理だよとなれば先延びなるかも分かりませんが、全体を見ても、あそこ道路挟んだ向かい側にもいろんな商業施設があります。それに、ここにつく施設があつて、ここを一体の区域としてした場合には、通称言うコンパクトシティというような形で利便性の高い区域として整備することができるんじゃないか。それから、行政も象潟庁舎も近いこともありますから、やはりそういう形であそこを整備した方がよいと、市民のためにも、ということ、私は今の区域の中に整備するとすれば多目的施設を整備したいと、そのように考えてます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 場所にかかわることですので、この質問をさせていただくわけなんですけど、特養施設を建てられるその社会福祉法人ですか、この建てようとしているこの中は、いわゆるアミューズメント機能を備えた、こういうふうな主張をされているわけですが、しからば、このアミューズメント機能というのはどういうものなのか、これちょっと説明をお願いできませんか。あの場所との関係もございますので。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 今具体的にどういう形のアミューズメント機能を備えるかは、まだ法人の方からも提示されておられません。ただ、あの区域については、もう既にTDKから社会福祉法人が取得していますから、その中でいろんな事業展開をしていくとなりますが、面積、結構多いです、やはり大きい面積が。ですから、場合によってはどういう機能がこれから入ってくるのか、今の段階では分かりませんが、当初の段階では、娯楽、こういうことも含めての区域として整備をしたいという考え方ですので、これもこれから、先ほど申しあげましたように3月定例議会あたりで提示ができればいいんですが、提示できない場合は、もっとその後ということになります、いかにしてあそこの大きい面積を利活用するかということも法人にとっては大きな課題だと思っております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 社会福祉法人でつくられるその施設、そこまでは私も関与するつもりは毛頭ありませんが、ただ、私ひっかかるのは、その施設にアミューズメント機能を備えた、こういうことあります。今、市長、具体的にこう説明はされませんでしたけれども、今、全国的にこういうアミューズメント型のこの福祉施設ができております。これを見ますと、あれです、私調べたので間違いがあれば指摘していただきたいんですが、このアミューズメント型、これはつまりその施設に例えば機能を、機能を復活させるために例えばルーレットを置く、あるいはトランプをやる、こういう、あるいは場所によってはパチンコを備えた、それから麻雀もやる、こういうものがその

アミューズメント機能として備えている施設があるようです。これが結構増えてるものですから、今逆に、これではうまくないということでこうあるようではありますが、そういったアミューズメント型のこの施設が近くにあつて、そしてその近くにこの障がい者や子供たちが集まる場所としてどうなのかなというふうに思ったものですから、私お尋ねしたんですが、市長はそういうことはどういうふうにお考えですか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 当然、福祉施設エリアですから、パチンコとかそういう形のもは当然考えにくいわけです。ただ、ここに集まった人が楽しめるような、そういう一般的な楽しめるようなもの、博打とかそういうものにかかわりのあるようなものを整備は当然考えられませんので、ここへ集まったらこういうおもしろいこともある、あるいはイベント広場などがあつて、いろんなイベントがあつておもしろいことがやっていると、そういう意味のたぐいのアミューズメントだと考えておりますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 急いで2番の方に入らせていただきます。

今後、本計画をどのように進めていくのか。さっきも触れられましたけれども、スケジュール等があればそれも含めてお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、この法人の計画については、11月に県の担当者のヒアリングが終えております。そして先ほど申し上げましたように、この施設の整備について、12月中に審査会を開催するというふうになっておりますので、この審査会が通れば、通ることによって初めて県の予算に反映させることになります。県の予算に反映されれば、当然、29年度からそういう施設整備が始まることとなりますので、そうした施設の整備とあわせて、多目的施設がどういう形で整備できるのか、これを協議しながら今後スケジュール等についても議会の方にお示しをしてみたいと、そのように思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） それでは3番の方に行きますが、現在の老人福祉センターの施設、既に閉鎖されています。事業実施計画では平成30年に同施設の解体計画が示されていますが、その後の跡地の利用をお考えになっておるのかどうか、このことを質問いたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 現在の老人福祉センターの解体、あるいは跡地利用という御質問でございますが、御承知のように社会福祉協議会の象潟支所は、新しい場所を見つけてそちらの方にもう移転しています、6月に。ですからあそこは使っておりませんので、今、閉鎖しておりますが、これから来年度以降の実施計画、3年間の実施計画を策定しますけれども、できれば29年度である建物は解体したい。特段、今、跡地利用についての計画はありませんが、前面の駐車場になっているもの、あ

れは個人有地なんです。秋田市の方で無償で借りておりますけれども、ですから個人有地の部分を返しますと、そんなに大きい面積はあそこに市有地のものはありません。ですが、今後については、今、利活用ありませんが、民間への売買ができるのかどうか、このあたりを検討してまいりたいと、そのように思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） いろんなことで情報公開がもう盛んにこう行われているわけですが、この多目的施設の件、なかなか私どもの方に伝わってこないというふうなこともあって、この質問をさせていただいたところであります。

繰り返しますが、この多目的施設整備に当たっては、平成22年10月に出された象潟老人福祉センターの改修を求める陳情に端を発したものであります。それは、恐らく切実な思いがあったればこそであったろうというふうに推測しているわけであります。しかし改修に当たっては、かなり金額がかさむ、むしろ新たにつくった方がいいというふうな当局の判断で、こういうふうに今進められているんだというふうに思います。しかし、冒頭申しましたように、この計画、二転三転したわけでありまして、その辺ちょっと残念な気もしますけれども、実は今、地域福祉計画を立てようとしているようであります。その立てるに当たって、アンケートをやっているようであります。そのアンケートを私この間見ましたけれども、この中の質問に、市民からですが、行政が優先して取り組むべきことは何なのかと、こういうふうな質問があったようであります。これに対する市民の答えの一番多かったのは、福祉に関する情報提供や相談窓口の充実、これが一番でした。そして2番目が、福祉サービスの充実、こういうふうな市民の回答でありました。3番目、この3番目が、高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備、こういうふうに市民の皆さん方は3番目にこういう回答をされているわけであります。回答率は48.6%ということで決して高い数字ではないというふうには思いますが、市民の回答がこういうふうに出ているわけであります。必ずしも今回のこの多目的福祉施設整備、これを指しているのかどうかは分かりませんが、やはりでも市民は、こういった福祉施設、こういうことに主にこう関心を抱いているというふうに受けとめました。今、いろいろこの施設の計画に当たって御答弁をいただきましたけれども、何とか市民はそういうふうにごく考えているわけありますので、これに答えるようなこういう計画をなるべく早く出していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

●議長（菊地衛君） これで14番鈴木敏男議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩をいたします。再開を午後2時10分といたします。

午後1時59分 休 憩

午後2時10分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

4番佐々木春男議員の一般質問を許します。4番。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 刑法が禁じる賭博場、カジノを合法化するIR法案が、衆議院本会議で強行可決されました。明治以来、賭博が刑法で禁止されてきたのは、賭博が歴史的に多くの重大犯罪を生み、多くの人々の不幸を招いてきたからにはほかなりません。安倍首相は、カジノ解禁に日本の成長戦略の目玉になると述べるなど、期待をあらわにしておりますが、カジノは負けた人から金を巻き上げ、右から左に金を動かすだけで、何も生み出しません。大きな社会的悪影響、つまり人の不幸の上に経済政策を語るなど、政治の退廃以外何者でもありません。厚生労働省研究班の14年に発表した研究結果では、日本は世界一のギャンブル依存症大国としております。カジノの推進派は、大金をきっかけに総合的なギャンブル依存症対策を行い、カジノの収益の一部をそれに充てるとしておりますが、カジノで新たな患者を増やしながらカジノの上がり対策を使うというのは、余りにもおかしな論理ではありませんか。世論調査でも半数以上が反対で、全国紙も反対批判の社説を掲げ、国会の責任放棄とまで述べている新聞もあります。中身も進め方も前代未聞のIR法案、注意して見ていく必要があります。先ほど賭博の話が出ましたので、一言私も言わせてもらいます。

それでは質問に入ります。

最初に、再生可能エネルギーの建設と景観保持と環境保持についてでございます。

市内の学校の校歌や、にかほ市民歌の歌詞には、「鳥海山」の文字が出てきますし、鳥海山と雲の形で天気の子ができてたり、そこに源を發する水で農耕を営んだり、その思恵で良質の海産物を収穫することができるなど、鳥海山は私どもの日常の生活にとけ込み、かつ欠かすことのできない存在であります。また、鳥海山とその関連した自然形態でジオパーク構想が認定されたことも、大変うれしい出来事だったと思います。こんなこの地域に、大型風力発電、小型風力発電建設の話が持ち上がっております。大型風力発電は景観への影響、小型風力発電は民家との距離の規制がなく、近くの住民の生活空間に影響が懸念されます。

質問いたします。

- ①現在把握している、大型、小型の風力発電の件数はどのくらいでしょうか。
- ②特に、大型の風力発電とジオパークや景観との関連には、どのように考えておられますか。
- ③景観への影響や住民の生活を考慮して、にかほ市の規則をつくるべきではないでしょうか。

次に、防災に関連してお伺いいたします。

防災に対する考え方として、「自助・共助・公助」という言葉が多く耳に入ります。まず、自分を守る。そして、家族や近隣などを助ける。次に、行政の力を求めるということだと解釈しておりますが、住民の生命・身体及び財産を保護することが責務とされていることからすれば、公助というところは非常に重みのあるところだと思っております。むしろ先に来てもいいものではないかというふうにも思います。大都市部の高経年マンションなどでは、高齢世帯が多数占めているところも増えて、自助・共助の難しくなっているところもあるように聞いておりますが、市内においても高齢者が多く、自助・共助の難しくなっていると思われる地区もあるようで、ある町内の方の話ですが、「この町内は高齢者が多く、避難場所にも遠く、近くに避難タワーがあればな」という声も

ありました。東日本大震災を教訓に、避難場所の設置、防災会を通じての備品の補充、避難訓練など、多くの努力を重ねておられますが、「住民の生命・身体及び財産を災害から守る」責務を負っている自治体には、今後とも、住民と共同で防災・減災対策を進めることが求められていると思います。

東日本大震災・熊本地震を教訓に、①一般家庭の耐震補強の進み具合はどのようでしょうか。

②耐震補強補助の築年数などの見直しは考えておりませんか。

③防災無線が外でも聞き取りにくい場所があるという声もありますし、建物の気密性がよくなり、室内で聞き取りにくいという声も多く聞かれます。室内外で聞くことのできる無線システムの導入を考慮してもよいのではと思いますが、いかがでしょうか。

次に、初の「18歳選挙権」の低投票率の検証が必要では、についてお伺いいたします。

今年7月10日の参議院選挙では、18歳・19歳が新たに有権者となり、「18歳選挙権」で初めての国政選挙となり、注目されました。しかし、県の選管によりますと、全国平均46.78%であったとされています。県内の各学校では、授業で政党の公約を比べるなど、有権者教育に取り組んだほか、キャンパス内に期日前投票所を設けるなどの試みを行ったそうです。若年層の低投票率は、これまでも指摘されてきたところですが、初めての18歳・19歳の投票率が4割台というのは、余りにも少なすぎると思います。若者への訴えかけや主権者教育が十分だったか、それぞれの立場から検証し、若い世代の政治参加を促す努力が欠かせないと思います。本県では、来春、知事選挙、当市を含めた13市町村長選、3市町議選が行われます。

①選挙年齢引き下げによる初めての国政選挙の低投票率をどのように受けとめておられるか。

②投票率向上のための手立てはどのように考えておられますか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木春男議員の御質問にお答えをいたしますが、大きい1番の再生可能エネルギーの建設と景観保持と環境保持についての(1)の①、現在把握している大型・小型の風力発電の件数、及び防災に関連して(1)の①、一般家庭への耐震補強の進みぐあいは、担当の部長からお答えをさせます。そして、大きい3の初の18歳選挙の低投票率の検証が必要ではという御質問については、選挙管理委員会から御答弁をさせていただきます。

それでは、1の(1)の二つ目、大型の風力発電とジオパークや景観との関連をどう考えているかについてでございます。

御承知のように、にかほ市の自然は、鳥海山に代表されるようにすばらしい景観から、国定公園に指定され、また、今年の9月には鳥海山・飛島ジオパーク構想が日本ジオパークとして認定をされたところでございます。他に引けを取らないすばらしいロケーションと、そこに点在する多くの貴重な資源は、にかほ市の誇れる財産であり、その保全と活動、意識の醸成は、将来世代に確実につなげていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

現在、本市の再生可能エネルギー利用施設設置に関するガイドラインでは、大型風力発電施設の場合は、1キロメートル以内にある自治会の住民及び周辺地権者に対して、事前に説明会を行うこと

を事業者に求めております。また、市に対する事前協議の際には、景観についての助言も行っているところですが、景観を理由に建設場所の規制はできないのが現状でございます。また、景観においては、見る位置や個人的な考え、感覚の違いなどから、一元的な判断を行うことは難しいところがございます。しかしながら、本市は全国的にも風況がよいことから、風力発電施設の整備計画が増加傾向にありますので、風車の乱立が大変懸念をされるところでもございます。そうした状況を考えますと、何らかの景観上の規制も必要になってくるのではないかなど、そのように考えているところがございます。

次に、三つ目の規制をつくるべきではないかについてでございます。国では、平成31年度までに景観法に基づく景観計画を策定するように、このにかほ市も求められております。これは、良好な景観を保持するために区域や行為の制限などを定めるもので、予期せぬ開発行為などに対する一定の抑止力としての働きが期待をできるところでもございます。行為制限の基準としては、建築物または工作物の形態や色彩、高さの最高限度などで、行為ごとに良好な景観形成のための制限でございますので、太陽光発電や風力発電も対象の工作物となります。しかし、これをもって風力発電などの工作物を規制することは難しいと考えますので、景観計画を策定する段階において、区域の設定や制限の内容などを調査研究しながら規制の方法を検討してまいりたい、そのように考えております。

次に、防災に関連してでございますが、②の耐震補強補助の築年数などの見直しについてでございますけれども、昭和56年6月1日に施行された新耐震基準で建築された住宅は、耐震診断法による上部構造評定において1以上が確保されることから、見直しは考えておりません。

次に、③の市内外で聞くことのできる無線システムの導入についてでございます。

防災行政無線については、平成19年度から22年度に整備を行い、屋外の子局118局を設置いたしました。その後、平成24年度には、市内1,255世帯を対象に聞こえぐあいなどのアンケートを行い、この結果をもとに防災行政無線音達調査を実施しております。これは、難聴地域解消のために、既設屋外子局の音達調査の実証実験と、屋外子局の増設の必要性を検討したところでございます。そして、この結果をもとに、平成25年度には屋外子局を6基増設し、難聴区域の解消を行っております。また、屋外子局から離れているところに住居がある方や、学校、保育園などには、個別受信機を設置して、確実に情報が伝わるようにしているところでございます。

さて、御質問の屋内で聞き取りにくいということについてでございますが、防災無線が放送されていることは認識しているものと思われまますので、このような場合には、先ほどお話ありましたように住宅そのものが機密性が高くなっておりますので、窓を開けるか、あるいは外に出て確認をお願いしたいと思います。また、聞き漏らしてしまった場合には、テレホンサービスとして62局の9988、これに電話していただければ、放送された内容が確認することができます。さらに、携帯、あるいはスマホを持っていれば、これに登録することによってメールが発信になりますので、そのメールによっても確認もできることになっているところでございます。以上のことなどから、現在、防災行政無線はこれを補完するテレホンサービスや安心メールにより、情報伝達は網羅していると考えておりますので、新たな無線システムの導入は考えておりません。

いずれにしても、防災行政無線は市民の方々の安全にかかわる情報を提供するものでありますので、積極的に情報を収集する姿勢をもっていただくことも重要であります。そして、この行動が自助につながることでありますので、御理解をいただきたい、このように考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤洋君） それでは私の方からは、大きい1番、再生可能エネルギーの建設と景観保持と環境保持についての①、現在把握している風力発電の件数についてお答えいたします。

これにつきましては、規模の分類としましては、出力1,000キロワット以上が大型発電施設、50キロワット以上1,000キロワット未満が中型施設、50キロワット未満が小型施設ということになります。これを踏まえまして、本市の現在の施設の数ですけれども、大型が20基、中型はございません。小型が4基、現在稼働しております。建設中のものは今ございませんけれども、今現在、計画書提出状況ですけれども、大型が26基、小型が18基という状況でございます。

すいません。それから、大きい2番の防災に関連してでございます。①の一般家庭の耐震補強の進みぐあいについてお答えいたします。

市のホームページでも公表しておりますけれども、耐震改修促進計画に掲載しておりますが、平成27年度末で住宅総数約8,800戸、このうち6,070戸が耐震性を有しております。したがって、耐震化率としては、平成27年度末で68.9%という状況でございます。

●議長（菊地衛君） 答弁、選挙管理委員長。

●選挙管理委員会委員長（岩井敏一君） 佐々木議員の一般質問にお答えします。

最初に、選挙年齢引き下げによる初めての国政選挙の低投票率をどのように受けとめているかという質問ですけれども、平成28年の7月に選挙権年齢が18歳に引き下げられて初めての選挙となる参議院議員通常選挙が行われました。本市におきましても、全体の投票率は64.95%で、秋田県内の市の段階では一番高く、県内全体では9番目であり、3年前の参議院議員選挙通常選挙より1.96ポイント上昇しております。選挙年齢が引き下げられたことにより、18歳が247人、19歳が223人、合わせて470人が新有権者となりました。そのうち投票をしたのが、18歳で124人、投票率50.2%、19歳で66人、投票率が29.6%、18歳と19歳を合わせますと、投票者190人、投票率は40.43%でありました。18歳の投票率だけを見ますと、全国平均51.2%より若干低く、県の平均48.09%を上回っております。本市における20歳代の投票率は43.48%でありますので、それよりは高い投票率でありました。また、19歳では、全国平均42.3%、県の平均35.89%より低い投票率となっております。

なお、18歳の現役の高校生と思われる平成10年4月2日から7月11日生まれの76人のうち、投票をした方は63人で、投票率が82.9%と非常に高いものがありました。しかし、高校を卒業した18歳と19歳については、進学などにより住民票を本市に残したまま半数以上の方が親元を離れている影響により、低い投票率になったものと推測されます。選挙期間中に投票のためだけに帰省することはできないとか、あるいは、不在者投票の手続などが煩わしいなどの理由から、投票者数が減ったというか増えなかったものと分析しております。

また、18歳の高校生の投票状況を見てみますと、投票した高校生の家庭では親御さんも投票しております。そういうことで、一緒に投票所へ行ったんじゃないかと推測しております。また、投票に行かなかった高校生の家庭では、親御さんも投票していないという、こういう例が数多く見受けられました。

今回の18歳・19歳の40%台の投票率については、初めてのことであり、全体の投票率と比較して高いか低いということは判断するのは難しいと思いますけれども、選挙前のどの政党に投票したらいいか分からないとか、政治のことは知らないなどの不安の声が多かったことを考えますと、現役の高校生は、家庭内や友達との話し合いの中から積極的に投票へ行ったものじゃないかと考えております。今後も関係機関と連携して、18歳・19歳だけでなく、若年層も含め、全体の投票率の向上に努めたいと考えております。

次に、投票率向上のための手立てはどのように考えているかという質問ですが、昨年、総務省と文部科学省が共同で副教材を作成して、全国の高校に配付するなど、学校での主権者教育は始まったばかりであります。にかほ市選管では、県の選管と共同で選挙啓発出前講座と模擬投票を仁賀保高校で昨年の12月21日に実施しており、今年は今月の15日に予定をしております。このような模擬投票を体験するなどの活動を通して、選挙や政治への積極的な参加につながることを期待しております。

また、にかほ市独自の対策としては、将来の有権者選挙啓発事業として、教育委員会の理解と協力を得ながら、昨年の6月から、市内の小中学校の授業や児童会・生徒会の選挙において活用していただくために、実際の投票箱や記載台を利用できる貸し付け制度を始めております。これまで利用していただいた学校は、仁賀保中学校1校のみでありますけれども、今後も選挙や政治が身近に感じられるよう、啓発活動の充実、将来の有権者として身につけてほしい判断力や行動力などの育成に努めていきたいと思っております。また、市の明るい選挙推進協議会では、選挙が実施されるたびに臨時啓発活動を行っております。具体的には、事業所の訪問、それから街頭PR、広報車などによる選挙啓発活動を行っておりますので、これも有効な一つの方法なのじゃないかと考えております。

投票率向上のためには、主権者教育や啓発活動が最も重要であると考えておりますので、今後も県の選挙管理委員会など関係機関と連携を図りながら、活動を続けてまいりたいと考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 鳥海山の姿が見える地域の方々は、私たちのところから見える鳥海山の姿が一番という、そう言うと思っておりますけれども、私の住んでいる地域から見える鳥海山もまた美しい姿を見せています。数年前に発行された「鉄道」という雑誌に、雄大な鳥海山をバックに、下の方を電車が走っている写真が載ったことがあります。今でも、本格的なカメラを携えた方や、車の通りすがりに車を止めて写真を撮っている方も時々見かけます。また、田植え前の水田にうつる姿を自慢する者もいるほど、私の地域の方々には鳥海山に対する思い入れが強く感じられます。そんな地域柄でもありますことから、今後20年間の収入より景観を大事にしたいということで、風況調査の同意を求められたのに対して不同意をしております。また、既に調査をしている件については、建設中止を申し入れておりますが、そこは他の集落の方の個人有地ですので、中止した場合の問題も

残されております。また、小型風力発電に関連してですが、電力料金の改定を前に、電話での建設候補地の確保が盛んであるようです。これは、黒川地区に建設同意を求めてきた会社が載った新聞の記事ですが、公共的で共有的な株式会社として事業を開始、今は地元銀行や信用金庫、商工事業組合、自治体、9町村などが参加と書いてある、その福島の会社ですが、その会社のパンフレットで、建設したい土地の地主と、それに隣接する地主に配られた、表裏同じ図柄ですが、ただ一つ、民家との距離が違うのを見ました。これは、会社の思惑で民家との距離が決まるということであり、ガイドラインがありながら、こういうふうな状況であります。これでは、日常の生活空間に入り込まれる心配が大いにあります。さらに、不在地主の土地の活用の心配もあります。そして、これらの問題は、我々のところに起きている問題は、市内中どこにも起こり得る問題だと思えます。住民が混乱しないように、早く規制をすることを切に望むものであります。

次に、防災に関連してですが、阪神淡路大震災では6,000人余りの犠牲者を出しましたが、その多くは密集市街地の老朽木造住宅の倒壊による圧死と言われております。また、熊本地震は、前震と本震の二度の大きな揺れが被害を増幅させた。とりわけ二度目の本震で倒壊した建物が多かったと、現地の人が語っているように、今までなかったような揺れ方をしたようであります。調査した範囲の被害状況ですが、外観で崩壊の判定を受けた住宅は、1980年以前、昭和55年以前に建てられたものが圧倒的に多くなっておるのは、81年に耐震基準が強化されたことによると思っております。地震や台風は自然現象ですが、被害を増幅しないようなまちづくりは行政の責任だと思えます。耐震補強補助では、昭和56年以降の増築でも、古い家の2分の1を超えなければよとしている自治体もあるようですし、県外では、平成に入ってからのもも可能としている自治体も増えているようです。安全・安心のまちづくりの観点からも、一考の余地はあるのではないかと思います。

それから、選挙に関してですが、若年層の、高校生の選挙に関してですが、ここに潟上市の秋田西高校の記事がありますが、にかほ市でもやっていることと同じように、やはり職員が行って話をしたり、模擬投票をやったりしているようでございます。何よりも大事なことは、国や、この記事にも載っておりますけれども、選挙について、国や地域の政治の方向を自分たちで決めるための制度だと、選挙というのは。選挙権を持つことは大人として責任を負うことであり、投票は社会の一員として責任を果たす行為と。そして、選挙結果により政治経済の未来は大きく変わり、若者の生活にも影響すると。必ず投票してほしいと呼びかけたとの記事があります。このところが一番大事なところだと思います。ぜひ今後とも、この点を重視して子供たちにお話してくださることを望むものであります。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 再生可能エネルギーの御質問でございますが、社会の要請として原子力に頼らない発電、あるいは二酸化炭素を排出しない発電、こうしたことが社会で求められておりますので、そうした中で再生可能エネルギー、その分を補っていきとなれば、そういう再生可能エネルギーで補っていかなければならないというふうなものもございまして、先ほど答弁させていただきましたように、景観に極端に悪影響を与える形のもの規制をしていかなければならないのかな、そういう取り組みをしていかなければならないなどは思っておりますが、ただ、

小型風力発電、これにはガイドラインが適用されません。ガイドラインが今の段階では適用されませんので、今一番小さい風力発電が、これからいろいろ建ってくるのではないかなと、こういう懸念もあります。ただ、これを規制するというふうなものをつくると、例えば土地の所有権、これも制限することになりますので、このあたりをどう行政として調整できるのか、このあたりも十分検討していかなければ、なかなか規制するにしても難しいなと思います。ただそれにしても、やはり小型風力発電についても、早急にまずできることからというガイドラインをつくって、やはりその地域の皆さんから理解していただくような形で建設を進めていくというふうな形をつくるためにも、早急に小型風力発電についてもガイドラインをつくる必要があるのではないかなと、そのように考えているところでございますので、少し時間をいただきたい。

それから、木造住宅の耐震化とありましたが、阪神淡路大震災後に、あの地震を受けて建築基準法が変わりまして、これが56年6月の1日に新基準ができてるわけです。その阪神淡路の震災を踏まえて。ですから、今はこれは行政が、市がその基準を変えるわけにはいきませんので、この基準に従って耐震補強、そういう形をやっておりますので、私の方では、このままの形で、昭和56年6月1日以前の建物については、耐震補強の補助制度を、審査の、耐震補強の調査並びに改修に当たっての費用、これ国庫補助金などがございますけれども、そうしたことも合わせて取り組みをしてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 風力発電等につきましては、再生可能エネルギーにつきましては、先ほど市長が申し上げたとおり、同じように私たちも思って考えておるところであります。決して原子力発電の方がいいとかどうかということではないんです。そういうことを一言申し上げますとともに、何回も申し上げますが、住民の混乱を招かないように、ひとつできるだけ早くつくって規制できるように、非常に難しい点も数あるわけですが、ぜひそこをクリアしてやってくださることを切にお願いしまして、質問を終わります。

●議長（菊地衛君） これで4番佐々木春男君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時51分 散 会
